

[研究ノート]

# インドネシアにおけるイスラム教徒の イスラム教義理解とその実践、及びジェンダー規範 —意識調査の分析（その2）：ジェンダー関連項目—<sup>(1)</sup>

大形里美

はじめに

## I. 調査概要

## II. 調査結果

1. 調査対象者のプロフィール（主たる生計者、一夫多妻状況）
2. 夫婦間における男性のリーダーシップについて
3. 子供の数の決定者、育児／教育の責任について
4. 一夫多妻について
5. 遺産相続の方法について
6. 女性の政治活動について
7. 女性の経済活動、海外留学について
8. マフラムではない異性との付き合いについて
9. 同性愛者の権利について

## III. 調査結果に関する考察

おわりに

はじめに

本稿は、国民のほぼ9割がイスラム教を信奉している現代インドネシアにおいて、イスラム教義についての信者たちの理解のあり方が同国の民主化やジェンダー主流化とどのように関連しているのかを明らかにすることを目的として、インドネシア国内6地域で実施した調査結果の一部を報告するものである。

民主化時代を迎えたインドネシアでは、2000年以降、ジェンダー主流化が国策として位置づけられ、ジェンダー・バイアスを含む法律についての見直し作業が進められている<sup>(2)</sup>。しかし近年のイスラム復興現象の流れの中で、現行のイスラム家族法(婚姻・離婚・相続に関する法)のあり方に変更を加えることは、イスラム保守勢力からの強い反発があり、容易ではない。もともと、インドネシアの経済界において女性幹部の活躍がめずらしくないことや、国会や地方議会における女性議員の比率が日本などよりも高いことは、同国における女性の社会進出がイスラム教国としてはかなり進んだものであることを示している。2001年にイスラム世界初の女性大統領が誕生したことや、女性議員の割合を30%にすることを目指すクォーター制度が制定されたことなどが注目される。

今回の報告は、上記のような状況を念頭に、ジェンダーに関連する項目についてのイスラム教徒たちの意識がどのようなものであるかを意識調査の結果から明らかにしようとするものである。今回の報告内容は、前号で報告した「インドネシアにおけるイスラム教徒のイスラム教義理解とその実践、及びジェンダー規範一意識調査の分析(その1):イスラム法制化について」<sup>(3)</sup>と同じ現地調査に基づくものである。そのため調査概要については、前号において既述済みであるため、最小限の記述に留めることとする。

## I. 調査概要

インドネシア国内6地域を調査地域として選定し、一般市民を対象に、対面式のアンケート調査を実施した。筆者はこれまでの経験から、イスラム教義理解のあり方には、かなりの地方差や、所属するイスラム組織による違いが存在することを認識していた。そこで調査地域の選定にあたっては、まず都市化の程度による違いを検証するために、大都市である首都ジャカルタと、ロンボック島の山間部に位置する農村を選んだ。そして、その他4地域については、

うち2地域を、近代派イスラム組織を代表するムハマディヤの支持基盤であるジョクジャカルタとマカッサルに、そして残り2地域を、伝統派イスラム組織を代表するナフダトゥール・ウラマー（以下、NUとする）の支持基盤であるジョンバンとマドゥラとした。これは近代派イスラム勢力が支配的な地域と伝統派イスラム勢力が支配的な地域の違いがあるのかどうかを検証するためである。ちなみに、近代派イスラム組織ムハマディヤの支持基盤をなす地域と、伝統派イスラム組織の支持基盤をなす地域を、それぞれ2地域ずつ選定しているが、これはそれぞれの組織について穏健派として知られる地域と強硬派として知られる地域があるため、それらの違いも合わせて検証することを目的としたものである。上記の地域のうち、ジョクジャカルタとジョンバンは穏健派として知られている地域、一方マカッサルとマドゥラは強硬派として知られている地域である。

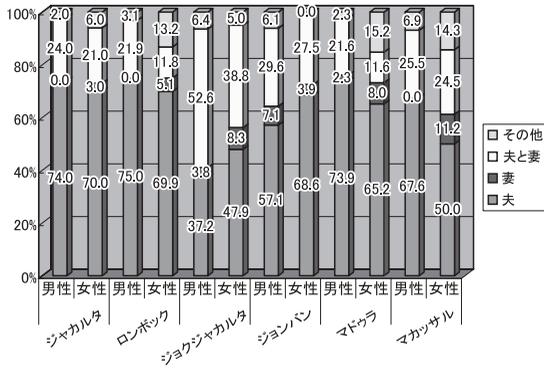
## II. 調査結果

### 1. 調査対象者のプロフィール

調査対象者のプロフィールについては、前号において調査対象者の年齢構成、教育的背景、経済状況（一ヶ月の支出額）などに関して、すでにデータを掲載した。そのためここでは「主たる生計者が誰であるか」という質問と、一夫多妻の状況についての質問に対する回答から得られた結果のみを掲載する。これらの項目はジェンダー規範についての意識と密接に関連すると考えられる。

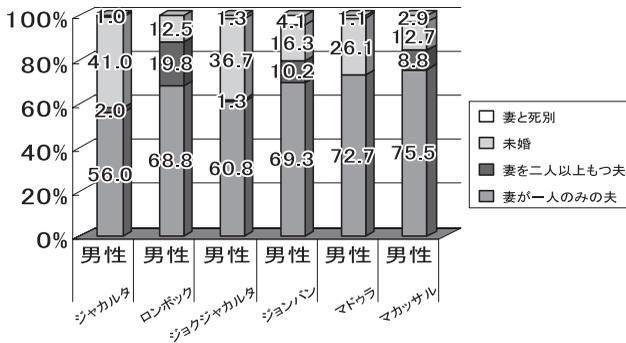
(1)主たる生計者

【グラフ1】 主たる生計者

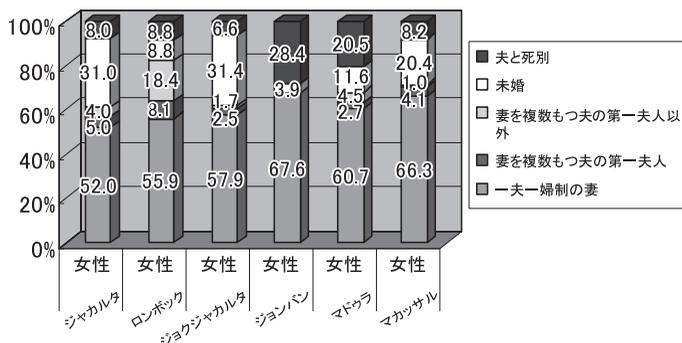


(2)一夫多妻の状況

【グラフ2】 一夫多妻状況



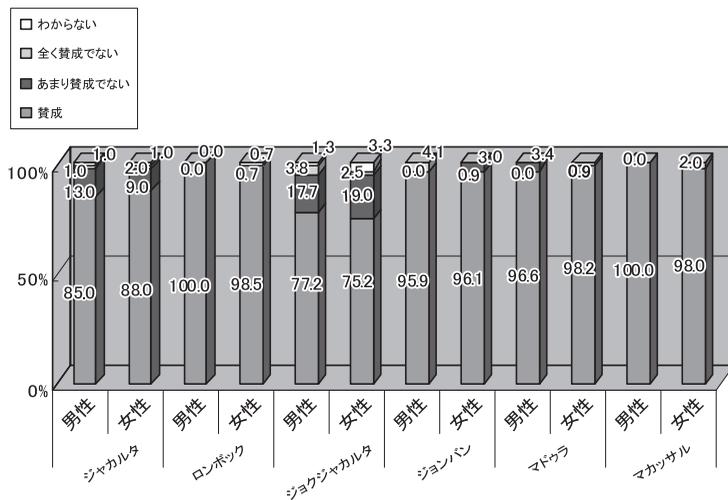
【グラフ3】一夫多妻状況



## 2. 夫婦間における男性のリーダーシップについて

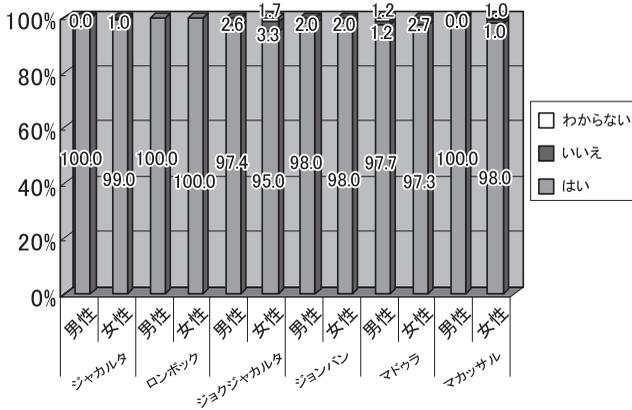
### (1) 「夫は家長、妻は主婦に賛成か」

【グラフ4】夫は家長、妻は主婦に賛成か



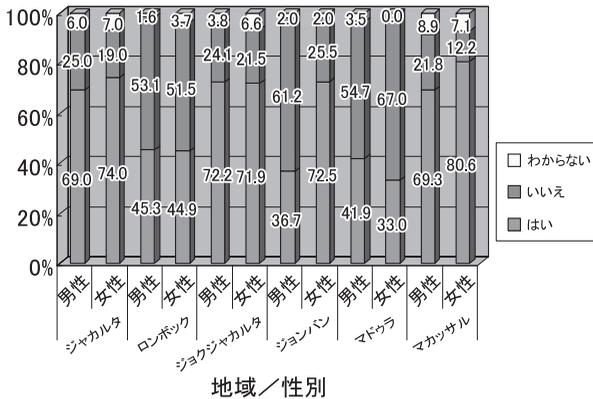
(2) 「夫は妻を教育する義務を負うか」

【グラフ5】 夫は妻を教育する義務を負うか



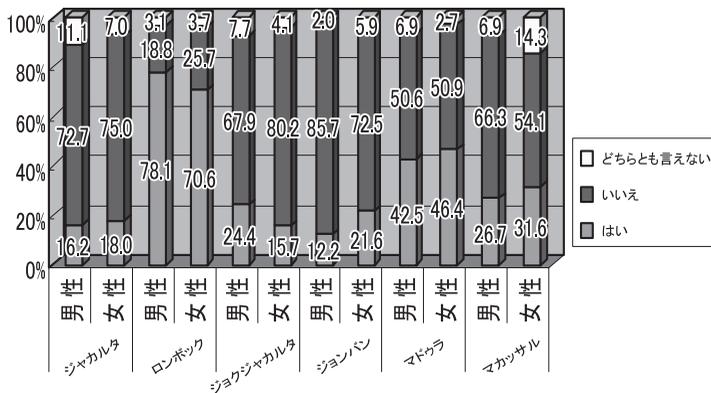
(3) 「妻は夫を教育する義務を負うか」

【グラフ6】 妻は夫を教育する義務を負うか



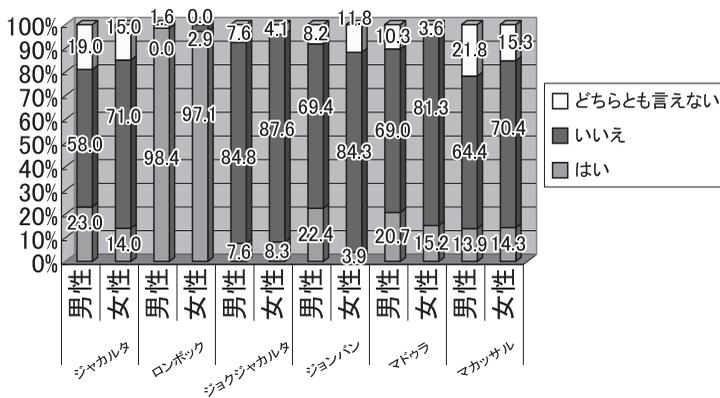
(4) 「妻が社会的規範を犯すことをした場合、夫は妻を叩いてもよいか」

【グラフ7】 妻が社会的規範を犯すことをした場合、夫は妻を叩いてもよいか



(5) 「離婚の権利は夫にのみあるか」

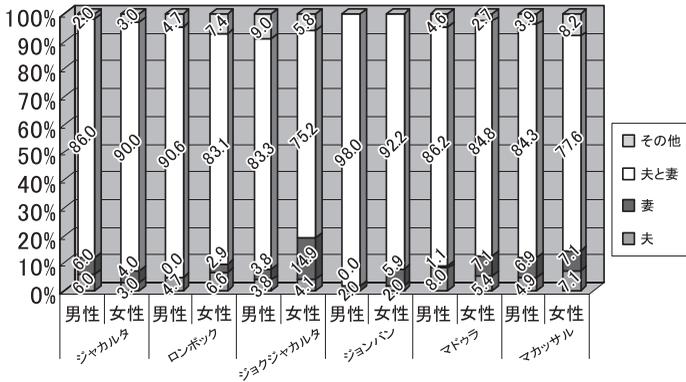
【グラフ8】 離婚の権利は夫にのみあるか



### 3. 子供の数の決定・育児／教育の責任について

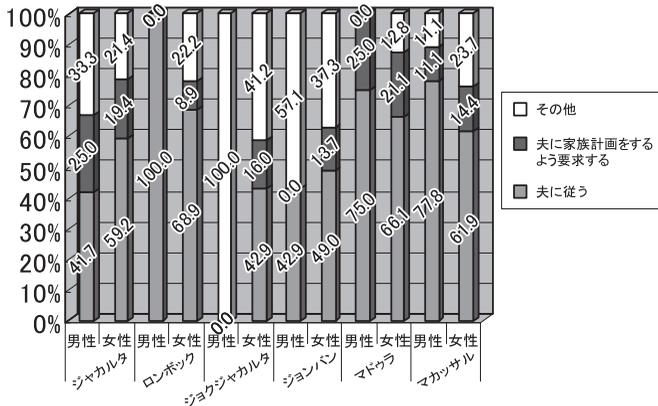
#### (1)子供の数の決定者

【グラフ9】 子供の数の決定者



#### (2)夫のみが子供を望んだ場合の妻の態度

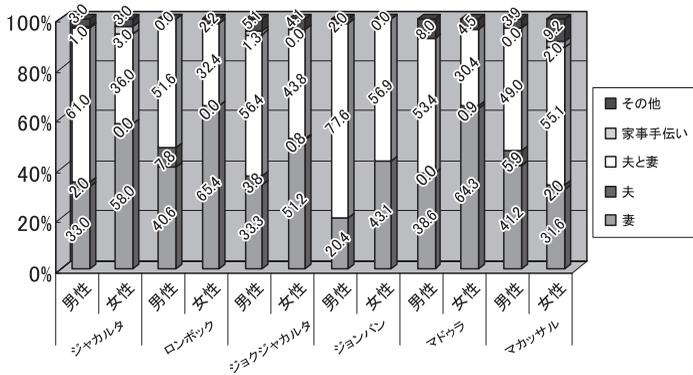
【グラフ10】 夫のみが子供を望んだ場合の妻の態度



\*ジョクジャカルタの男性について0%となっているのは、打ち合わせ不足により調査協力者が男性の回答者に質問しなかったことによる。

(3)子供の保育・教育責任

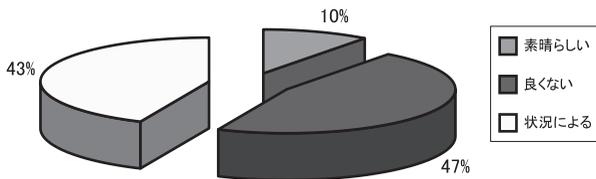
【グラフ 11】 子供の保育・教育責任



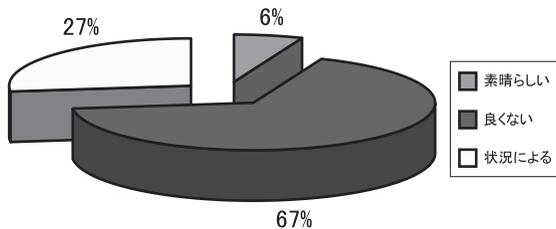
4. 一夫多妻について

(1) 「一夫多妻についての見解」〔性別による集計〕

【グラフ 12】 一夫多妻についての見解（男性）

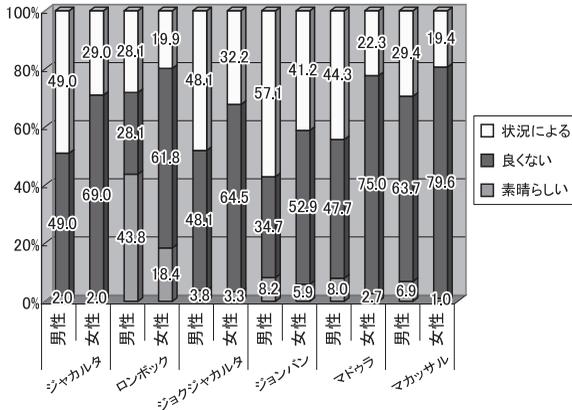


【グラフ 13】 一夫多妻についての見解（女性）



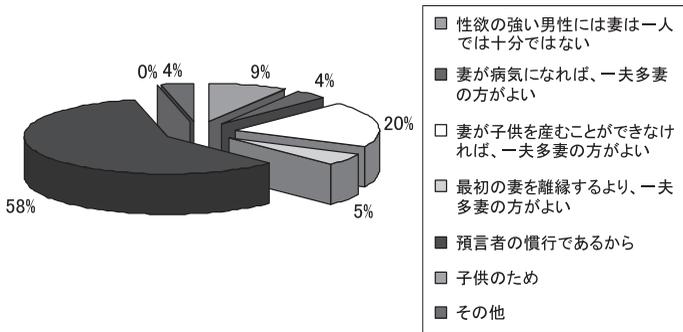
(2) 「一夫多妻についての見解」〔地域別による集計〕

【グラフ 14】 一夫多妻についての見解

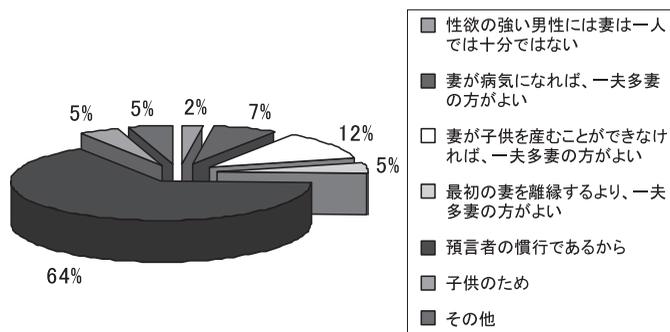


(3) 一夫多妻を「素晴らしい」とする理由

【グラフ 15】 一夫多妻を「素晴らしい」とする理由とは (男性)

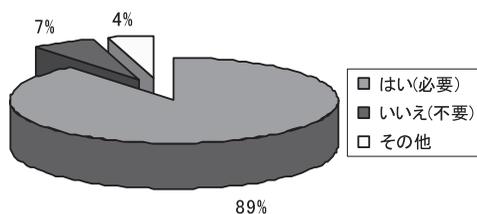


【グラフ 16】 一夫多妻を「素晴らしい」とする理由とは（女性）

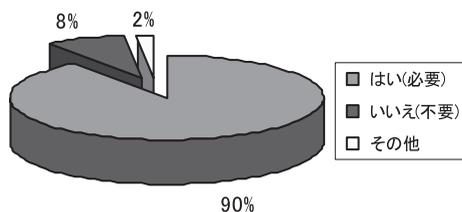


(4)一夫多妻婚をする際に第一夫人の許可は必要か(「素晴らしい」と回答した者)

【グラフ 17】 第一夫人の許可は必要か（素晴らしいと答えた女性）

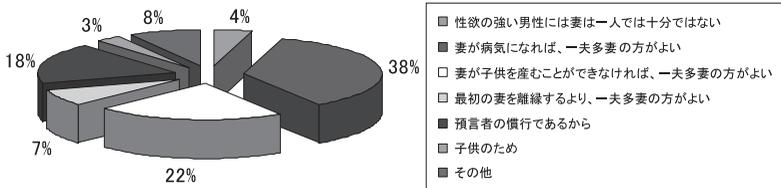


【グラフ 18】 第一夫人の許可は必要か（素晴らしいと答えた男性）

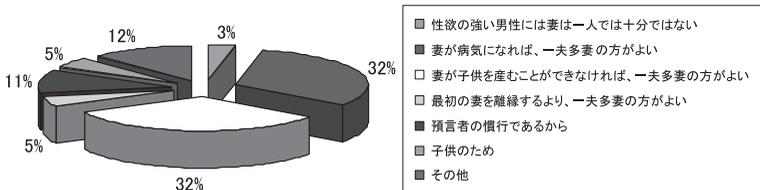


(5)状況次第と答えた主要な理由

【グラフ 19】 状況次第と答えた主要な理由とは (男性)



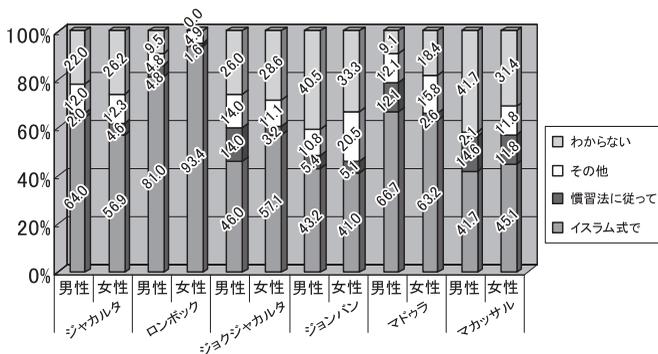
【グラフ 20】 状況次第と答えた主要な理由とは (女性)



5. 遺産相続の方法について

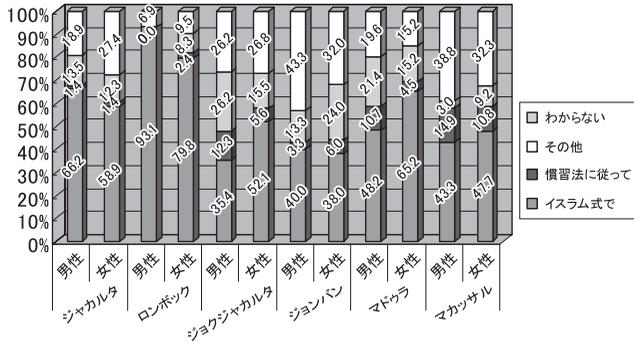
(1)父親が亡くなった時の遺産相続の方法

【グラフ 21】 父親が亡くなったら遺産相続の方法はどうするか



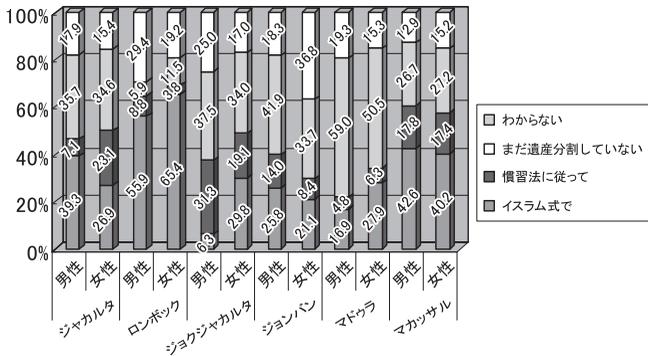
(2)母親が亡くなった時の遺産相続の方法

【グラフ 22】 母親が亡くなったら遺産相続の方法はどうか



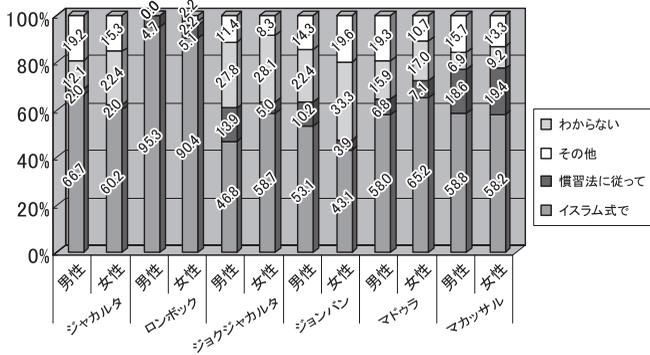
(3)実際の遺産相続の方法

【グラフ 23】 実際の遺産相続の方法はどうだったか

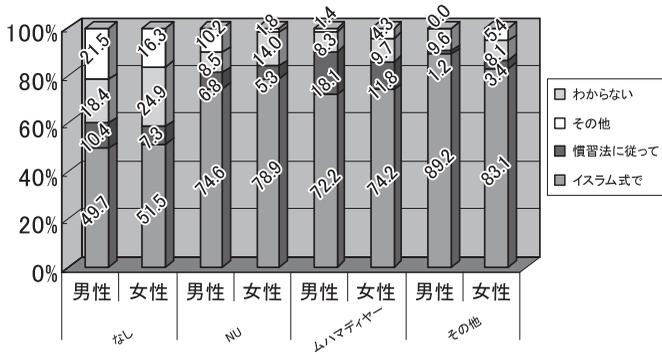


(4)遺産相続の方法についての希望

【グラフ 24】 遺産相続の方法についての希望

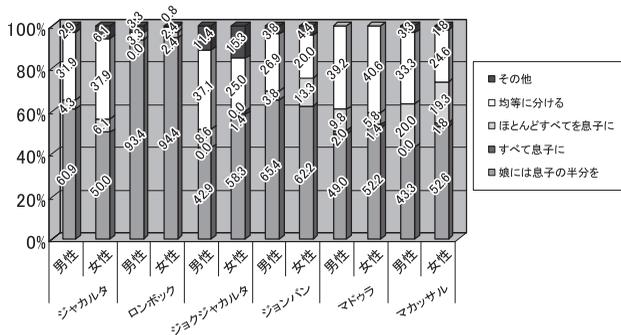


【グラフ 25】 遺産相続の方法についての希望

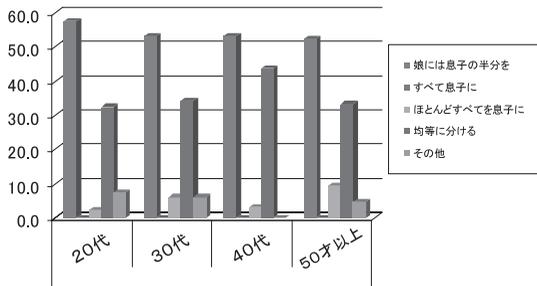


(5)イスラム式の遺産相続とはどのような分割方法であるか

【グラフ 26】 イスラム式の遺産相続とは

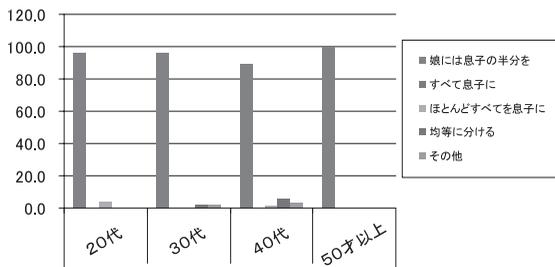


【グラフ 27】 イスラム式の遺産相続とは（ジャカルタ）



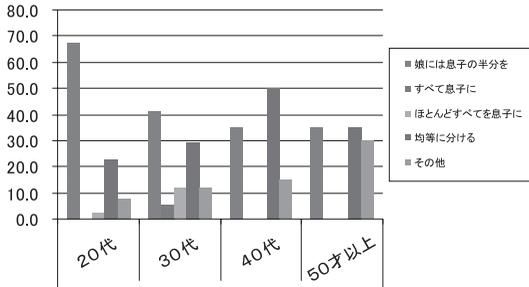
\*横軸は年齢を示す

【グラフ 28】 イスラム式の遺産相続とは（ロンボック）



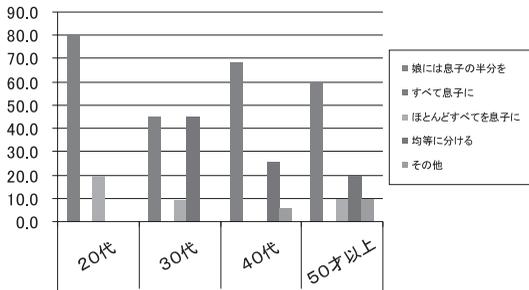
\*横軸は年齢を示す

【グラフ 29】 イスラム式の遺産相続とは (ジョクジャカルタ)



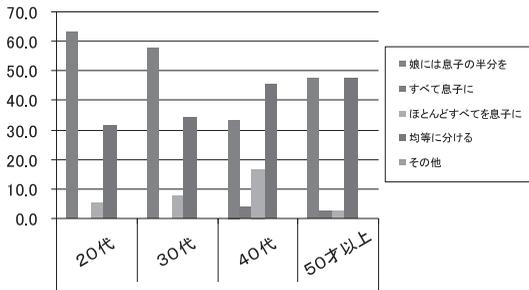
\* 横軸は年齢を示す

【グラフ 30】 イスラム式の遺産相続とは (ジョンバン)



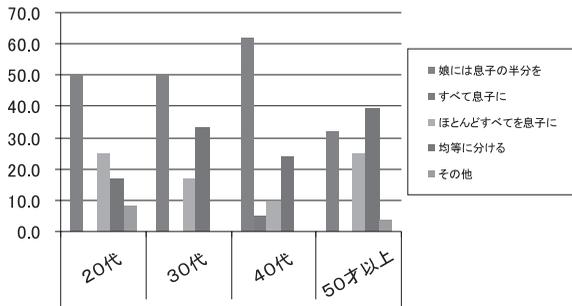
\* 横軸は年齢を示す

【グラフ 31】 イスラム式の遺産相続とは (マドゥラ)



\* 横軸は年齢を示す

【グラフ 32】 イスラム式の遺産相続とは（マカッサル）

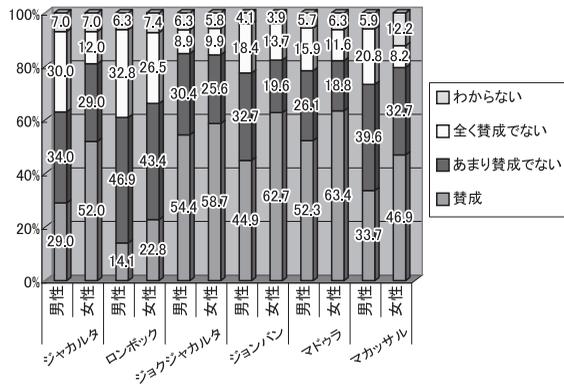


\* 横軸は年齢を示す

## 6. 女性の政治活動についての見解、および女性に対する偏見

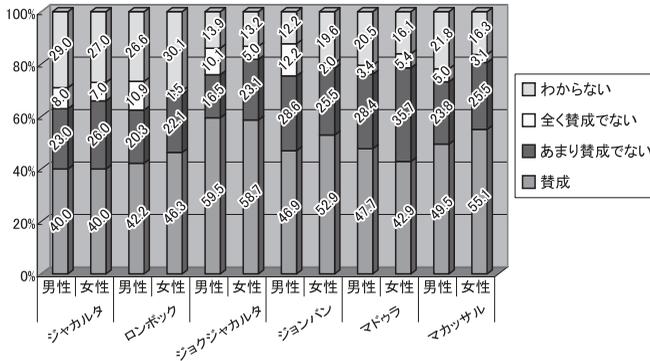
### (1) 女性が国家元首になること

【グラフ 33】 女性が国家元首になることに賛成か



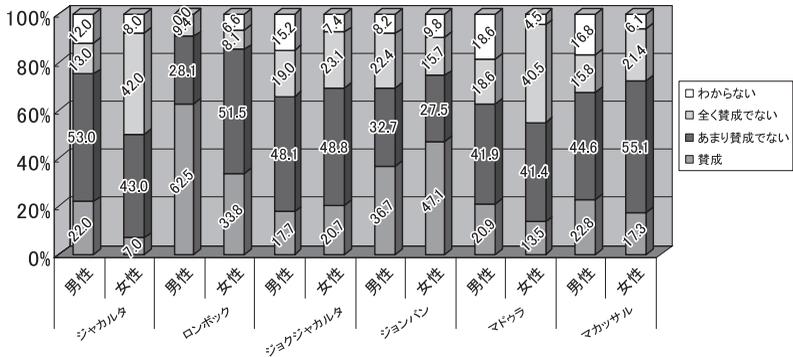
(2)女性が国会・地方議会で30%の議席を占めること

【グラフ 34】 女性が国会・地方議会で30%の議席を占めることに賛成か

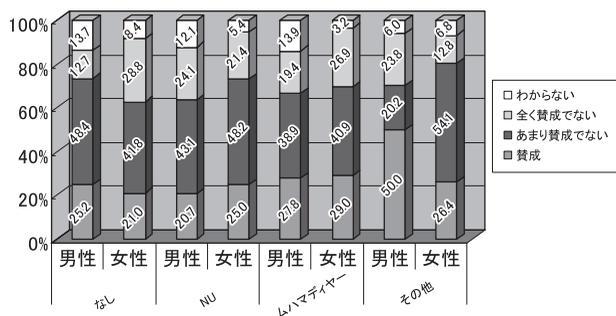


(3)女性に対する偏見について

【グラフ 35】 女性は考えが変わりやすく、考えが不安定で浅い

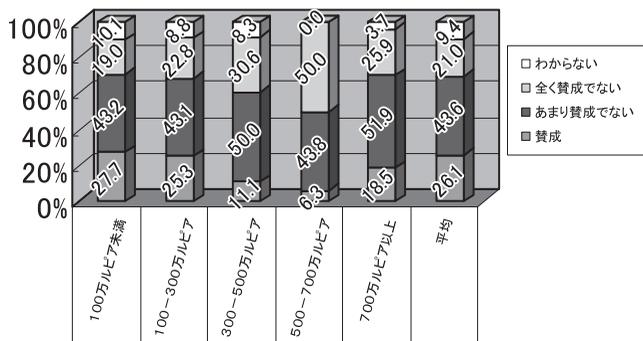


【グラフ 36】 女性は考えが変わりやすく、考えが不安定で浅い



\*横軸は所属するイスラム組織を示す

【グラフ 37】 女性は考えが変わりやすく、考えが不安定で浅い

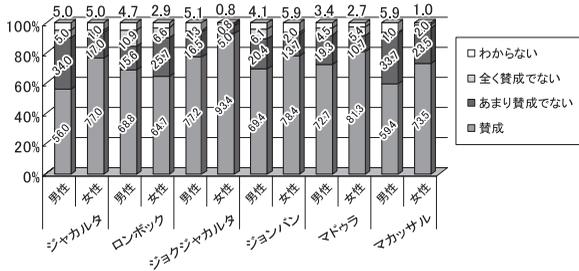


\*横軸は一ヶ月の支出額を示す

7. 女性の経済活動・海外留学について  
 (結婚、出産後の家庭外労働、海外出稼ぎ労働)

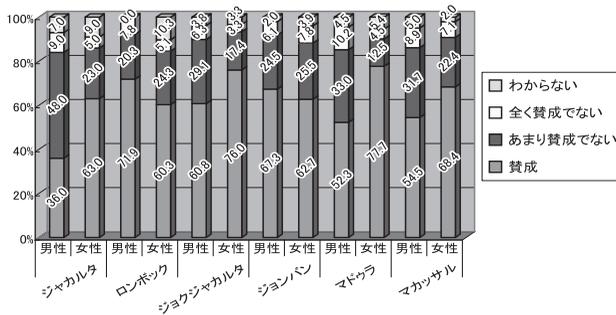
(1)女性が家庭外で働くことについて

【グラフ 38】女性が家庭外で働くことに賛成か

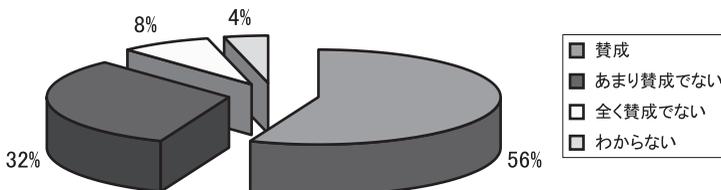


(2)女性が子供をもつても働き続けることについて

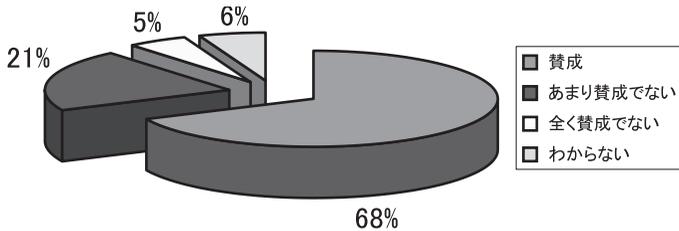
【グラフ 39】女性が子供をもつても働き続けることに賛成か



【グラフ 40】女性が子供をもつても働き続けることに賛成か (男性)

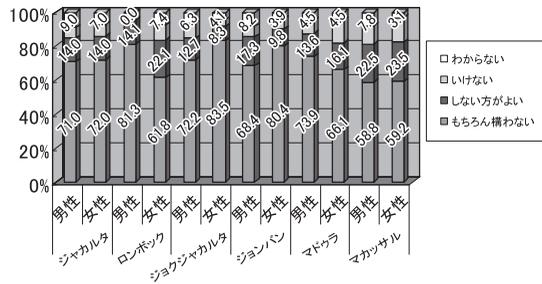


【グラフ 41】 女性が子供をもつてからも働き続けることに賛成か（女性）

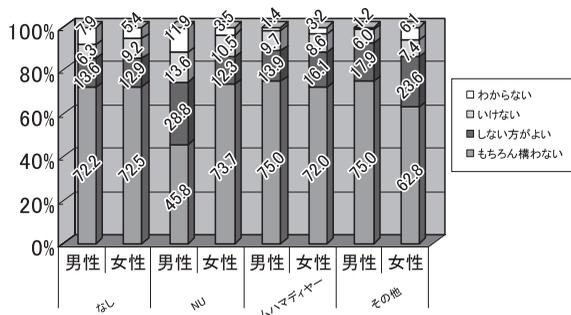


(3) 独身女性が海外留学することについて

【グラフ 42】 独身女性が海外に留学してもよいか



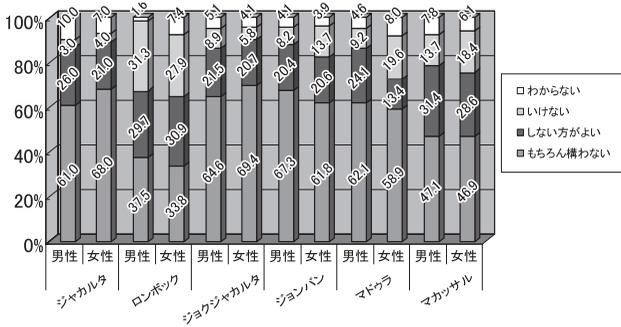
【グラフ 43】 独身女性が一人で外国に留学してもよいか



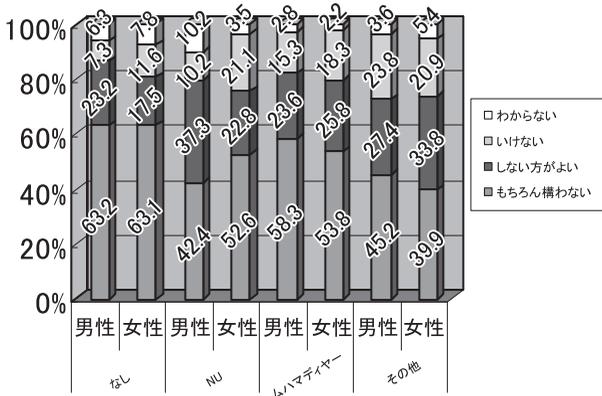
\* 横軸は所属するイスラム組織を示す

(4)独身女性が海外に出稼ぎに行くことについて

【グラフ 44】 独身女性が一人で外国に働きに行ってもよいか



【グラフ 45】 独身女性が一人で外国に働きに行ってもよいか



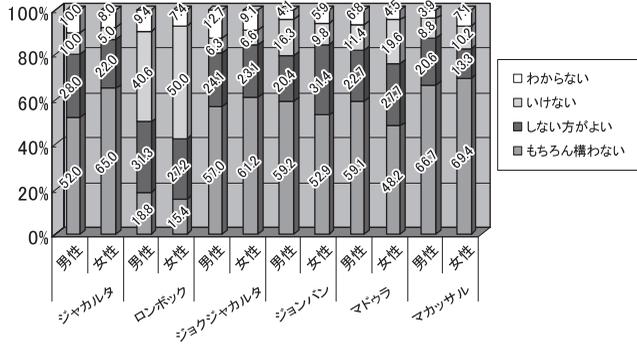
\*横軸は所属するイスラム組織を示す

8. マフラムではない異性との付き合いについて

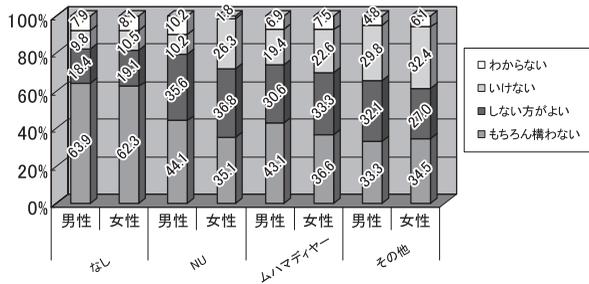
マフラムとは婚姻が許されない親族のことを示す。例えば女性にとってマフラムではない異性とは、具体的には、父、祖父、伯父、叔父、男の兄弟甥以外の男性を意味する。

(1)マフラムの関係にない男女が握手をすること

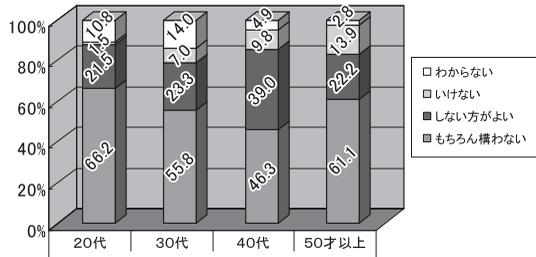
【グラフ 46】 マフラムの関係にない男女が握手をすること



【グラフ 47】 マフラムの関係にない男女が握手をすることについて

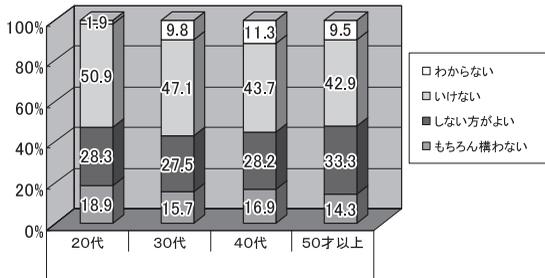


【グラフ 48】 マフラムの関係にない男女が握手をすることについて（ジャカルタ）

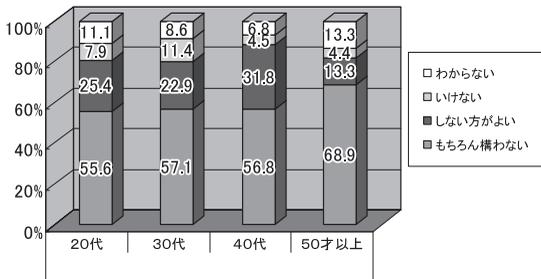


\* 横軸は年齢を示す。

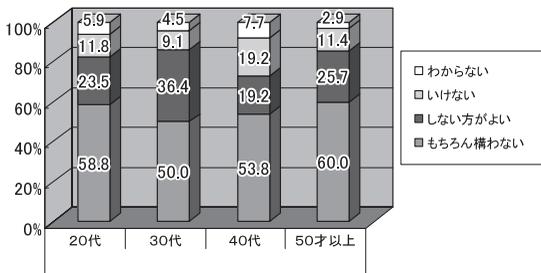
【グラフ 49】 マフラムの関係にない男女が握手をすることについて (ロンボック)



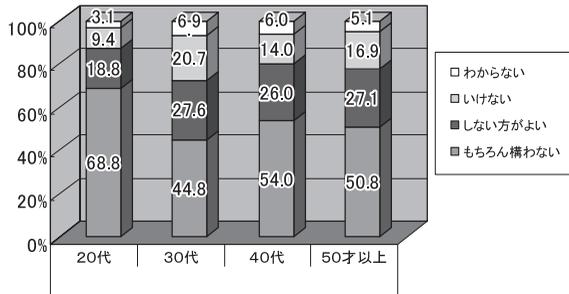
【グラフ 50】 マフラムの関係にない男女が握手をすることについて (ジョクジャカルタ)



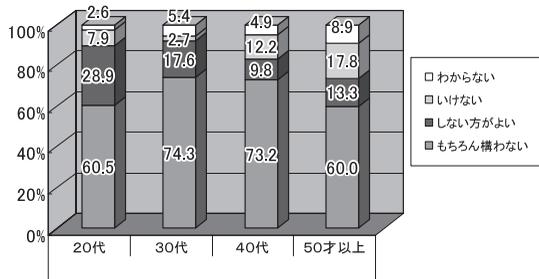
【グラフ 51】 マフラムの関係にない男女が握手をすることについて (ジョンパン)



【グラフ 52】 マフラムの関係にない男女が握手をすることについて（マドゥラ）

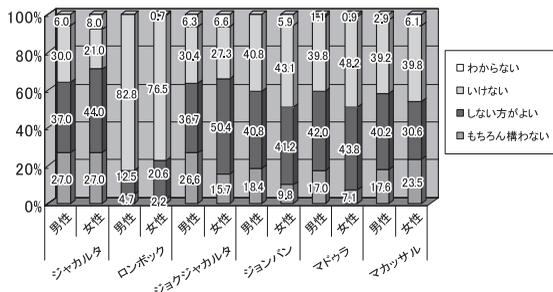


【グラフ 53】 マフラムの関係にない男女が握手をすることについて（マカッサル）



(2)女性がマフラム以外の男性と出かけることについて

【グラフ 54】 女性がマフラム以外の男性と二人ででかけてもよいか







域の特徴について特筆すべき点を以下に挙げておきたい。ジャカルタとロンボックにおいては「主たる生計者」を「夫」とする回答が最も高く、男女ともに約7割が「夫」であると回答した。「夫と妻」とする回答が最も多かったのはジョクジャカルタで、ジョクジャカルタの回答者には共働き夫婦が多いことが推察される。また婚姻状況については、ジャカルタとジョクジャカルタにおいて未婚率が高いこと、ロンボックにおいて一夫多妻の確率が最も高いことなどが特徴としてみられた。

## 2. 夫婦間における男性のリーダーシップについて

(1)インドネシアの1974年婚姻法に、「夫は家長であり、妻は主婦である」という条文があり、ジェンダー平等の視点からその改定が議論されているということを考慮し、調査ではこのジェンダー規範に対してどのような意識をもっているのかを質問した。その結果、ジョクジャカルタとジャカルタを除くすべての地域において、ほぼ100%の割合でこのジェンダー規範に「賛成」とする回答が得られた。ちなみに「あまり賛成でない」とする回答が目立ったのはジョクジャカルタとジャカルタでは、ジョクジャカルタの女性の19.0%、男性の17.7%が、またジャカルタの女性の13.0%、男性の9.0%が「あまり賛成でない」と回答した。

(2)「夫は妻を教育する義務を負うか」とする質問には、いずれの調査地域においても「はい」とする回答が95%以上を占めた。一方、「妻は夫を教育する義務を負うか」という質問に対しては、地域によって回答にかなりの差異が見られた。同質問に対して「はい」とする回答は、ジョクジャカルタ、ジャカルタ、マカッサルの男女、そしてジョンバンの女性に多かった。中でもマカッサルの女性は「はい」とする比率が最も高く、同地域の女性のジェンダー平等の意識が高いことが伺える。ジョンバンの場合は、女性は「はい」とする比率が72.5%でジェンダー平等の意識が高いようであるが、男性は「はい」とする比率が30.7%と低く、同地域については男女の意識差が最も目立つ。

ちなみに、イスラムの宗教テキストには夫が妻を教育する義務を負うことは明示されているが、その逆に妻が夫を教育する義務を負うことは明示されていない。近年、国内におけるジェンダー主流化の流れを背景に、妻も夫を教育する義務を負っているのだとする議論が一部のイスラム学者らの間に生まれてきてはいるものの、一般信者の間では現在のところそうした考え方は一般的でないことが本調査結果により明らかとなった。

(3)社会的規範を犯すことをした場合に夫が妻を叩いてもよいかという質問(4)に対しては、ロンボック、マドウラ、マカッサルの順に、「はい」とする回答の比率が高く、ジョンバン、ジョクジャカルタ、ジャカルタの順に「いいえ」とする回答の比率が高かった。性別による違いを見てみると、ロンボック、ジョクジャカルタを除いて、女性のほうが男性よりも「はい」とする回答の比率が若干高かった。男性よりも女性の方が女性に対する「暴力」を容認しているという実態は興味深い。ジョンバンの男性は、「妻は夫を教育する義務を負うか」という質問ではジェンダー平等の意識の低さを示す結果を見せたが、女性に対する暴力については最も否定的であることが明らかとなった。

#### (4)「離婚の権利は夫にのみあるか」

伝統的なイスラム法学においては、夫にのみ離婚する権利が認められているが、現代インドネシアにおいては、正当な理由があれば妻も裁判所に離婚を申請できると定められている<sup>5)</sup>。「離婚の権利は夫にのみあるか」という質問に対しては、一夫多妻の比率の高いロンボックでは男女ともに9割以上が「はい」と回答したが、それ以外の調査地においては「いいえ」とする回答が大半を占めた。とりわけジョクジャカルタでは男女ともに「はい」とする回答が少なかった。一方ジョンバンでは他の地域に比べ、女性よりも男性に「はい」と考える率が高く、男女間における意識の違いが大きいことが明らかになった。

### 3. 子供の数の決定者、育児・教育の責任について

(1)子供の数の決定者について質問したところ、「夫と妻」とする回答がどの地域においても大半を占めた。とりわけその比率が高かったのはジョンバンの男性で、98.0%が「夫と妻」と回答した。ちなみに「妻」とする回答が最も多かったのはジョクジャカルタの女性であった。しかし、夫婦間で意見が異なる場合を想定し「夫のみが子供を望んだ場合の妻の態度」について質問したところ、「夫に従う」とする回答がほとんどの地域でほぼ半数、あるいはそれ以上に達し、夫が実質的な子供の数の決定者となっている実態が推察される。

(2)子供の保育・教育責任は誰が負っているのか質問したところ、ロンボック、マドウラ、ジャカルタの女性の半数以上が「妻」であると回答したが、同地域の男性、及び他の地域の男女については、「夫と妻」とする回答の比率が最も高かった。

### 4. 一夫多妻について

イスラムの聖典クルアーンには、四人までの妻帯を許す章句があるが、同時に妻たちを平等に扱わなければならないこと、平等に扱おうとしてもそれは非常に難しいこと、そして妻は一人だけにしておくのが一番よいことなどを教える章句もある。現在、イスラム諸国の中にはトルコやアルジェリアなどのように一夫多妻を原則禁止にしている国も例外的にあるが、条件付で一夫多妻を許可している国が多い。インドネシアにおいては、1974年の婚姻法において一夫一婦制を原則としながらも、裁判所の許可を得た場合には一夫多妻を認めている。ただし一夫多妻の許可を得るには厳しい条件が課されているため、違法な一夫多妻婚が後を絶たない<sup>6)</sup>。

(1)一夫多妻についての6地域の調査対象者の見解をみると、男女ともに「良くない」とする回答が最も多いが、女性の方がより否定的に見ていること、「状況による」「素晴らしい」とする回答は、女性より男性に若干多いことが明らかになった。地域別にみると、「素晴らしい」とする回答が最も多かつ

たのは、6つの調査地域の中で一夫多妻婚の比率が最も高いロンボックであった。ちなみに「良くない」とする回答が最も多かったのは男女ともにマカッサルで、次に多かったのはジャカルタであった。

(2)一夫多妻を「素晴らしい」と回答した者に対して、その理由を尋ねたところ、男女ともに「預言者の慣行であるから」という回答が過半数を超えた。これに対して、一夫多妻を「状況次第」と回答した者は、その理由を「妻が病気になるれば、一夫多妻の方がよい」「妻に子供ができなければ、一夫多妻の方がよい」とする回答が男女ともに多く、「預言者の慣行であるから」という回答を上回った。

ちなみに一夫多妻婚をする際の第一夫人の許可の必要性については、一夫多妻を「素晴らしい」と回答した者の8-9割が必要だと考えていることも明らかになった。

## 5. 遺産相続の方法について

父親が亡くなった場合の遺産相続の方法は、いずれの地域においても「イスラム式で」という回答が最も多い結果となった。とりわけ「イスラム式」と回答した比率が高かったのはロンボックで、男女ともに9割を超えた。次に多かったのはマドゥラ、続いてジャカルタであった。ちなみに「慣習法に従って」とする回答はもっとも比率が高かったマカッサルでさえ、10%台にとどまった。母親が亡くなった時の遺産相続の方法も、父親が亡くなった場合の方法とほぼ類似しているが、ジョクジャカルタにおいては「イスラム式で」とする回答が他の地域と比較し、明らかに少なかった。

実際に行なわれた遺産相続の方法については、すべての調査地において父母が亡くなった場合に予定していた方法とは異なり、「イスラム式で」とする回答の割合が減少し、「慣習法に従って」とする回答の割合が増加している。しかしながら自分が死亡した際の遺産相続の方法については、「イスラム式で」とする回答が目立っており、この結果は、相続方法について、今後より多くの

者が「イスラム式」を選択する方向へと移行していく可能性を示唆していると言えるかも知れない。所属するイスラム組織ごとの集計では、イスラム組織に所属している者たちは、イスラム組織に所属していない人たちよりも「イスラム式」を希望する比率が高いことも明らかとなったが、NUとムハマディヤーに所属する者たちの間に遺産相続に関して目立った意識差は見られなかった。

イスラム式の遺産相続とはどのような分割方法であると認識しているかに関する調査から、必ずしも相続方法について一般にイスラム法学で定められている原則が信者の間に十分浸透していないことが明らかになった。ちなみにイスラム式の遺産相続では、家族を扶養する義務を負う男子にはそうした義務が課されていない女子の2倍の相続権が付与されているため、「娘には息子の半分」を与えることになるが、アンケート調査の結果を見ると必ずしもそうした理解が十分には共有されていないことがわかる。ロンボックでは正確な知識がかなり浸透しているが、それ以外の地域については回答者の4割から6割程度しか正しい知識をもっていない実態が浮かび上がった。「均等に分ける」と考えている回答者がかなりの割合でみられ、「ほとんどすべてを息子に」「すべて息子に」といった認識をもつ者も少なからずいることが明らかとなった。若い世代には相続方法についての正しい認識をもつ者が比較的多いようである。

## 6. 女性の政治活動について

イスラム教義においては、一般的に他の諸宗教と同様、女性の家庭における役割の重要性が強調され、女性の政治的役割は軽視される傾向がある。イスラム初期においては、女性たちが政治に実際に関わった歴史的事実もあるが、その後クルアーンとハディースの字義的解釈に基づいて、女性たちの活動範囲と役割は家庭内に限定され、男性に対して従属的な立場へと置かれるようになったといわれている。女性を公的領域から排除する主要な理由として一般的にあげられているのは、女性が禁じられた性的関係への引き金として見られていること、そして社会的対立を刺激するからというものであり、こうした見方はパ

キスタンのマウドゥーディーや、シリアのムスタファ・アル・シバーイやその他現代のイスラム学者たちにまで引き継がれている。またもう一つ理由とされているのは、「政治とは重い役割であり、生まれつき能力が男性に劣る女性には背負うことなどできない」という言説だ<sup>7)</sup>。

(1)女性が国家元首になることについては、男性回答者に比べ女性回答者の方に「賛成」と回答する者が若干多いという結果が出た。マドゥラ、ジョンバン、ジョクジャカルタの女性の約6割以上が「賛成」と回答し、「賛成」の比率は男性よりも約1割程度高い。男性で「賛成」の割合が多かったのは、ジョクジャカルタ、マドゥラ、ジョンバンで、「あまり賛成でない」とする回答は、ロンボック、ジャカルタ、マカッサルの順に多かった。

(2)国会・地方議会で30%の議席を占めることについて賛成かどうか質問した結果、ジョクジャカルタの男女、マカッサルとジョンバンの女性については「賛成」の回答が過半数を超えたものの、他については「賛成」の回答は4割以上ではあったが、過半数には及ばない結果となった。ムハマディヤーの支持基盤であるジョクジャカルタとマカッサルにおいて「賛成」の割合が高い点が注目される。

(3)古典的イスラム法学が女性を政治活動から排除してきた理由の一つが、女性の能力が生来的に男性に劣るという言説であることから、「女性は考えが変わりやすく、考えが不安定で浅い」とする見解についてどう思うかと質問したところ、全体を通してみるとほとんどの地域で「あまり賛成でない」とする回答が最も多く「あまり賛成でない」とする回答と合わせると、ロンボックとジョンバンの男女を除き、その他の全ての地域で6-8割に達した。ジョンバンを除いて、男性よりも女性回答者に女性の考えが変わりやすく、不安定であると考える者が多いということも明らかになった。

ムハマディヤーの支持基盤をなすジョクジャカルタとマカッサルは、NUの支持基盤をなすジョンバン、マドゥラに比べ「賛成」が少なく、「全く賛成でない」、「あまり賛成でない」とする回答者が多かった。しかしながらこの結果

は、NUとムハマディヤーの組織としての特質を示すものでは決してない。【グラフ36】によれば、ムハマディヤーに所属する者の方がNUに所属する者よりも「女性は考えが変わりやすく、考えが不安定で浅い」とする質問に「賛成」と回答する者がわずかながら多いという結果が出ているからだ。地域の特色は必ずしもそこを支持基盤とするイスラム組織の特徴を示しているとは限らないということが、この調査結果から明らかである。

世帯の経済的なレベルとの関連については、一月の支出額が500万-700万ルピアの回答者について、それよりも一月の支出額がより低い階層、及びより高い階層と比較して、「全く賛成でない」とする回答比率が最も高いという結果が出た。ただし、地域ごとに経済レベルが異なるため、地域的特色が表れた結果であるという可能性も否めない。

## 7. 女性の経済活動、海外留学について

(1)女性が家庭外で働くことに賛成かどうか質問した結果、いずれの調査地域においても女性に「賛成」とする者が多く、女性についてはロンボックを除いて7割以上の回答者が「賛成」と回答し、ジョクジャカルタでは9割以上の女性が「賛成」と回答している。「賛成」とする回答が最も少なかったのはジャカルタの男性、次にマカッサルの男性であったが、それでも過半数が「賛成」と回答している。

(2)女性が子供をもつてからも働き続けることについて賛成かどうかを質問したところ、ジャカルタの男性を除いて、すべての調査地で男女ともに「賛成」が過半数を占めた。ジャカルタの男性についてのみ、「あまり賛成でない」が「賛成」を大きく上回る結果となり、女性の就労について同地域の男女の意識差が他の調査地域と比較して特に大きいことが明らかになった。

(3)独身女性が海外留学することについては、古典的なイスラム教義解釈においては、女性がマフラム（男性親族）の付き添いなしに遠方に外出することが禁じられているため、一部のイスラム学者は現在に至るまで女性の海外留学を

禁止する見解をもっている。

独身女性が留学してもよいかという質問には、「もちろん構わない」とする回答が圧倒的に多かった。所属する組織別の集計によれば、ムハマディヤーに所属する男性に比べ、NUに所属する男性は「もちろん構わない」という回答が少なく、「しない方がよい」とする回答が多い傾向が顕著に表れた。

(4)独身女性が海外に出稼ぎに行くことについては、「もちろん構わない」とする回答が、いずれの調査地においても最も多かったものの、ロンボックにおいてはその割合は最も少なく男女ともに4割に達しなかった。またマカッサルにおいても「もちろん構わない」とする回答は5割に達しないが、その他の調査地においては、「もちろん構わない」とする回答者が、全体のおよそ6割以上を占めた。

ムハマディヤーに所属する男性と比較してNUに所属する男性は、独身女性が海外に出稼ぎに行くことについて「もちろん構わない」とする回答が少なく、独身女性が海外に一人で出稼ぎに行くことについてNUに所属する男性の方がムハマディヤーに所属する男性よりも否定的な見方をしていることが看取される。ちなみに女性については、差異はほとんど見られなかった。

## 8. マフラムではない異性との付き合いについて

(1)マフラムの関係にない男女が握手をすることについて、ロンボックでは「もちろん構わない」とする回答の割合が他の地域に比べ極端に低いが、その他の5地域については、マドウラの女性が過半数にわずかに届かなかったのを除けば、回答者の過半数が「もちろん構わない」と回答している。とりわけマカッサルでは、「もちろん構わない」とする回答比率が高かった。

男女を比較すると、マフラムの関係にない男女が握手をすることについては、男性よりも女性に否定的な見方をする者が若干多い傾向が見られる。地域ごとに年齢層による違いも分析したが、年齢層による特徴は地域によって異なり一様ではなかった。

ムハマディヤーの支持基盤をなすジョクジャカルタとマカッサルにおいては、女性の方に「もちろん構わない」とする回答が多く、NUの支持基盤をなすジョンバンとマドゥラにおいては、男性の方に「もちろん構わない」とする回答が多いという違いが見られ、興味深い。しかしながら、この違いはそれぞれの組織に所属する者だけを抽出して分析した際には見られない傾向であり、組織の特徴というよりは地域の特徴であると見るのが妥当である。イスラム組織に所属しない者のグループに比べ、NUに所属する者とムハマディヤーに所属する者は、「もちろん構わない」とする回答が約2割程度少ないという結果が出た。

(2)「女性がマフラム以外の男性と二人でかけてもよいか」という質問には「もちろん構わない」とする回答は、ジャカルタとジョクジャカルタの男性に最も多かった。マカッサルについては、女性の方が男性よりも「もちろん構わない」と回答する者の割合が大きい、「もちろん構わない」とする回答は、マカッサルを除けば、いずれの地域においても女性よりも男性に多いことが明らかとなった。

所属するイスラム組織で比較すると、「もちろん構わない」とする回答がNUの男性に比べてムハマディヤーの男性に5.1%多いものの、「いけない」とする回答もまたムハマディヤーの男性の方が13.5%高い。また女性についても、「いけない」とした回答者は、ムハマディヤーの女性の方がNUの女性よりも8.7%多かった。マフラム以外の男性との外出に関しては、NUよりもムハマディヤーに所属する回答者の方が幾分保守的であるように見受けられる。

(3)「マフラムではない異性との付き合いがあるか」という質問に対して「はい、よくある」と答えた者は、マドゥラの男性、ジョクジャカルタの男性、ジョンバンの男性、マカッサルの男性の順に多いが、このうち、ジョンバンとマドゥラについて、「はい、よくある」と回答する女性は男性に比べてかなり少なく、男女差が目立った。いずれの地域においても「はい、よくある」とする回答の

割合は男性の方が大きく、女性の方が小さいが、ジャカルタとマカッサルにおいては男女差があまり目立たない結果となった。

マフラムではない異性との付き合いの有無については、男性はNUとムハマディヤーのいずれにおいても「はい、よくある」とする回答が「めったにない」を上回った。しかし女性については「めったにない」とする回答が、「はい、よくある」とする回答を上回った。ムハマディヤーの女性は「めったにない」が「はい、よくある」よりも若干多い程度であるが、NUの女性については「めったにない」が「はい、よくある」よりも20%近く多かった。NUの女性はマフラムではない異性との付き合いについてムハマディヤーの女性よりも消極的であるという結果となった。

## 9. 同性愛者の権利について

イスラム教義では、同性愛は禁止されており、男性が女性のような格好をしたり、女性が男性のような格好をすることさえも禁止の対象とされている。「同性愛者が権利を認められることに賛成か」という質問に対しては「いいえ」とする回答がいずれの地域においても6-7割を超え、「はい」（同性愛者の権利を認めるべき）とする回答は、ジョクジャカルタの男性、マドウラの男性、ジョクジャカルタの女性などに多かったものの、3割程度であった。そして、「はい」とする回答は、最も少なかったロンボックでは男女ともに3%に過ぎなかった。

近年インドネシアにおいては、人権意識の高まりとともに同性愛者の権利を擁護する動きが生まれてきているが、今回の調査結果は、そうした動きが一般信者によってはさほど支持されていないことを示しているといえる。

## おわりに

インドネシア国内の6つの調査地域で実施した意識調査の質問項目のうち、

今回はジェンダーに関連する項目についての調査結果を集計し、それについて若干の考察を行なった。インドネシアは2000年以降、大統領令に基づきジェンダー主流化を推進する方向で政策を進めてはいるものの、広大な国土に異なる文化と慣習をもつ多様な民族が共存している同国において、ジェンダー規範についての国民の意識はかなり多様であり、その多様性の一端が今回の調査結果の数値に如実に表れたといえる。

今回のジェンダーに関連する項目についての調査結果から、以下のような結論を導くことが可能であろう。まず第一に「夫は家長、妻は主婦」という規範は広く受け入れられているということ。次に「夫は妻を教育する義務を負う」という教義は広く受け入れられているが、「妻は夫を教育する義務を負う」という見解は現在のところほとんど支持されていないこと、一夫多妻婚については、さまざまな見解が存在し、地域によっても性別によっても見解が大きく異なっていることが実証された。さらに地域的な特徴もいくつか明らかになった。まずジャカルタは大都市であり、異性との付き合いについてもおおらかである一方、女性が結婚後や子供をもつてからも働き続けること、そして女性が国家元首になることや女性が30%以上の議席を占めることに関しては、同地域の男性は他の地域に比べて否定的であることが明らかになった。次に、ジョクジャカルタについては、女性だけでなく男性もまた夫婦の対等な関係を重視するとともに、女性の社会活動や政治活動などについて、同地域の男性は他の地域の男性よりも肯定的な見方をもっていることが特徴として顕著に見られた。こうした結果は、同地域に共働き夫婦が多いことと関連しているのかもしれないが、当然のことながら自明ではない。

調査結果の集計に際しては、近代派イスラム組織ムハマディヤーの支持基盤をなす地域と、伝統派イスラム組織NUの支持基盤をなす地域との比較も試みた。しかしながら地域による差異が明らかに見られる項目であっても、それぞれの組織に所属している回答者のみを抽出して分析してみると、両者の間に明確な差異が見られない項目が少なくなかった。マフラムではない異性との

握手についての見解はその一例であった。しかしながら、所属する組織による違いが明らかに確認できた項目もあった。例えば、未婚女性が海外に一人で留学したり、出稼ぎに行くことについては、NUに所属する男性回答者の方が、ムハマディヤーに所属する男性回答者よりも否定的であるという傾向が調査結果に現れたが、女性回答者についてはそのような違いが見られなかったことも確認された。またマフラム以外の異性と二人ででかけることについてはNUに所属する者に比べ、ムハマディヤーに所属する者の方が否定的であるという結果も得られた。もっとも今回の分析においては、紙面の制約もあり、すべての項目に関して所属する組織による違いを分析したわけではなく、所属するイスラム組織によってどのような差異が見られるのかについてのより包括的分析は、また機会を改めて行なうこととしたい。

<注>

- (1) 本稿は、平成 16-18 年度にかけて文部科学省の科学研究費を受給して実施した研究の成果の一部である。(研究課題：「インドネシアにおける民主化とジェンダーの主流化—イスラムとの関係性」)
- (2) 2000 年以降、ジェンダー主流化へ向けた政策が国策としてインドネシアで開始された経緯については、以下の拙著を参照されたい。「第 5 章 インドネシアの女性運動とジェンダーの主流化—女性 NGO の果たした役割」(『東南アジアの NGO とジェンダー』田村慶子、織田由紀子編著、明石書店、2004 年.)
- (3) 「インドネシアにおけるイスラム教徒のイスラム教義理解とその実践、及びジェンダー規範—意識調査の分析 (その 1) : イスラム法制化について—」『九州国際大学国際関係学論集』第 4 巻第 1・2 号合併号、2009 年 3 月発行、pp.117-157.
- (4) イスラム世界においては不従順な女性に対して体罰を与えることがイスラム教義によって認められているかのような言説が存在し、クルアーンの婦人章第 34 節にある以下のような章句がその根拠とされている。婦人章第 34 節「…あなたがたが、不忠実、不行跡の心配のある女たちには諭し、それでもだめならこれを臥所に置き去りにし、それでもだめならこれを打て。それで言うことを聞くようならばかの女に対して(それ以上の)ことをしてはならない。」ちなみにこの章句にある「不忠実 (nusyuz)」という言葉の意味するところについては、多くの法学書にさまざまな事柄を包摂するものとして解説されている。とりわけ、「夫に対する妻の粗野な言葉、夫に返事をしない、夫との性的関係を拒否する、重要かつ緊急性を要する場合以外に夫の許可なく外出する」などが含まれるとされる。しかしながら、ここで「打て (al dharb)」という言葉については、顔

に向けたり、怪我をさせたりしてはならず、ハンカチも含め最も軽いものを使うことが勧められていると解釈されている。(Muhammad Husein, KH., Nuruzzaman-Jalal-Ardiantoro(ed.), *Islam Agama Ramah Perempuan, Pembelaan Kyai Pesantren*, Fahmina Institute, LKiS, 2004, pp.238-242. 参照。)

(5) 現代インドネシアにおけるイスラム家族法の内容については以下の拙論を参照されたい。「インドネシアにおけるイスラム家族法とジェンダー」『九州国際大学国際商学論集』第14巻第2号、2003年3月、pp.1-34.

(6) 1974年婚姻法は、一夫一婦制を原則としているが、条件付きで一夫多妻を認め、一夫多妻婚をする際には裁判所から許可を得ることを義務付けている。

同法の規定によれば、裁判所に一夫多妻婚の許可を申請することができるのは、a. 妻が妻としての義務を果たすことができない、b. 妻が身体的障害を負っている、あるいは不治の病にかかっている、c. 妻が子供を産むことができない、という3つの状況のいずれかに該当している場合に限られる。そして裁判所に許可を申請する際には、a. 妻／妻たちからの同意がある、b. 夫が、妻たち、そして子供たちの生活を保障する能力を持つ、c. 夫が、妻たち、そして子供たちに対して平等な扱いをすることができる、という条件をすべて満たさなければならない。

婚姻法の詳細については、注(5)で掲げた拙論を参照されたい。

(7) Muhammad Husein, KH., Nuruzzaman-Jalal-Ardiantoro(ed.), op.cit., pp.167-169.

<参考文献>

——大形里美 「第5章：インドネシアの女性運動とジェンダーの主流化-女性 NGO の果たした役割」(『東南アジアの NGO とジェンダー』田村慶子、織田由紀子編著、明石書店、2004年)。

——「インドネシアにおけるイスラム教徒のイスラム教義理解とその実践、及びジェンダー規範-意識調査の分析(その1)：イスラム法制化について-」『九州国際大学国際関係学論集』第4巻第1・2号合併号、2009年3月、pp.117-157.

——「インドネシアにおけるイスラム家族法とジェンダー」『九州国際大学国際商学論集』第14巻第2号、2003年3月、pp.1-34.

——日本ムスリム協会、『日暹対訳・注釈 聖クルアーン』(第6刷)、平成12年。

——Muhammad Husein, KH., Nuruzzaman-Jalal-Ardiantoro(ed.), *Islam Agama Ramah Perempuan, Pembelaan Kyai Pesantren*, Fahmina Institute, LKiS, 2004.